

監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年8月26日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

消防本部

消防総務課、予防課、消防署

監査結果報告年月日

令和4年6月20日

監査結果に対する措置通知年月日

令和4年7月29日

講じた措置等の内容

【消防総務課】

《指摘事項1》

回議用紙・支出命令書・供覧カード等について、公文書公開区分の記入漏れをはじめ、未記入箇所・未貼付が散見された。作成については各項目を確実に記入し、記載漏れや貼付漏れがないよう作成されたい。

《是正措置内容》

令和4年5月27日付け新行9・1・2の総務部長通知「文書事務の適切な執行について」に従い、令和3年度当初に遡り記入漏れをはじめ、未記入箇所・未貼付を是正しました。今後は当該通知に従い適切な文書管理に努めます。

《指摘事項2》

公有財産に関する調書について、火災保険の未加入のほか、貸付・借受財産に関する調書や貯水槽等水利台帳と整合が取れていない箇所が散見される。台帳の内容を再確認するとともに、様式の備考欄を活用するなどして他の資料との対照が容易にできる台帳を作成し、適正に管理されたい。

《是正措置内容》

ご指摘のとおり、貸付・借受財産に関する調書などとの整合がとれていないものについては整合を図るように、また、様式の備考欄を活用し他の資料との対照が図られるよう、異動のあった財産等から順に調書の修正に努めます。

《意見1》

各種情報管理について、膨大な資料となるため、文書取扱規程等を確認し、ファイル基準に基づき必要なものだけをファイリングするように整理されたい。

《措置内容》

文書取扱規程等を確認したうえで当課ファイル基準表の見直しを7月に行い、それに合わせ既存ファイルを整理するとともに、今後は必要な資料だけをファイリングするよう課内周知を行いました。

《意見2》

消火栓等維持管理負担金の算出根拠について、他市町村の状況も調査し、水道料金との整合性も含めて適正な負担額を検討されたい。

《検討状況》

本年5月に上下水道部経営課及び整備課との間で、当該負担金の適正な算出については協議済みです。今後は、上下水道部局の試算結果報告を確認したうえで、令和6年度当初予算への計上を計画しています。

《意見3》

消防団の車両管理について、整備状況が分かりにくいいため、様式をはじめ報告の方法など管理に関するルールを見直して、整理された台帳できちんと管理されたい。

《措置内容》

令和3年4月より車両点検予約報告制度を設け「車両点検状況確認報告書」を各車両を管理する班長団員等と交わし合い、適切な車両管理に努めてきましたが、この度のご指摘に基づき、制度の運用に関し様式をはじめ報告の方法など管理に関するルールの見直しを行いました。今後は適切な車両管理に努めてまいります。

《意見4》

消防団員の加入促進について、関係する各部署や各団体との連携を取りながら地域が一体となった取り組みを行い、団員の確保に努められたい。

《検討状況》

持続可能な組織を目指し令和3年4月に施行された「新城市消防団総合計画」において、関係する各部署や各団体との連携や地域ぐるみで団員の確保に取り組むための計画を掲げた施策が「消防団かたちづくり」であり、それに紐づく4つの基本計画です。本年4月からこの4つ基本計画を実行するための個別計画が、消防団員を中心に展開されています。今後はこの施策をさらに進め団員確保に努めてまいります。

《意見5》

内部統制に基づく業務手順書の作成については、すべての業務を的確に行えるように所管するすべての事務を対象とし、業務上の様々なリスクを洗い出してその対応について網羅するものに整理されたい。また、1年に1回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯が分かるようにされたい。

《措置内容》

現在、内部統制に基づく業務手順書の見直しを実施しています。見直す内容は、手順書の必要性をしっかりと課内で共有したうえ、単なる手順に過ぎるものはその対象として、業務上の様々なリスクを洗い出しその中でもとりわけ重要なリスクを回避するためのものとなるよう鋭意作成中です。

【 予 防 課 】

《指摘事項1》

回議用紙・支出命令書・供覧カード等について、公文書公開区分の記入漏れをはじめ、未記入箇所・未貼付が散見された。作成については各項目を確実に記入し、記載漏れや貼付漏れがないよう作成されたい。

《是正措置内容》

所属職員全員に指摘事項を周知し意識改善を図るとともに、所属長や文書取扱主任を中心に回議用紙や供覧カード等の記入状況を常にチェックし再発防止に努めてまいります。

《意見1》

様々な査察があり対象件数が非常に多いので、引き続き段階的かつ重点的に進められたい。

《措置内容》

意見内容のとおり管内に存する防火対象物数は非常に多いため、査察が長期未実施とならないよう基礎データを整理するとともに中期・長期の計画を立て、定期的に査察を実施し実態を把握することで、その施設を利用する住民の安心安全が守れるよう予防対策に努めてまいります。

《意見2》

住宅用火災警報器の設置について、設置率の向上に向けて啓蒙・広報活動を引き続きお願いしたい。

《検討状況》

全国的に住宅火災による死者の約7割が高齢者となり、逃げ遅れが主な原因となっておりますので、特に高齢者福祉関係部局と連携し高齢者世帯への設置率向上に向けての啓蒙に努めてまいります。併せて、広報誌や防災行政無線などを有効活用するとともに、新城市女性防火クラブ等の防火協力団体と協力して設置していない世帯への働きかけを進め、加えて維持管理の推進についても取り組んでまいります。

《意見3》

内部統制に基づく業務手順書の作成については、細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、1年に1回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯が分かるようにされたい。

《検討状況》

内部統制に基づく業務手順書については、昨年度見直しを行い新たに一つの業務に関して追加作成したところです。意見内容のとおり、業務上のリスクの洗い出しとその対応については網羅されていないため、今後は見直す際に各業務におけるリスクの把握に努め、その中に対処法等を記載できるよう検討を進めてまいります。

【消防署】

《指摘事項1》

回議用紙・供覧カードについて、公文書公開区分の記入漏れをはじめ、未記入箇所が散見された。作成については各項目を確実に記入し、記載漏れがないよう作成されたい。

《是正措置内容》

消防署では、文書取扱主任から消防署職員に対して「文書事務の適正な処理について」（令和4年7月8日付け新消暑1・3・2）を通知し、回議用紙・供覧カードの作成等に関する文書事務について周知するとともに、令和4年7月に開催した消防署の管理職による署内会議において、通知内容の周知徹底を実施しました。

今後は、新城市公文書管理規程、新城市公文例規程及び新城市文書事務等の手引きに基づき適正な文書事務に務めていきたいと考えます。

《意見1》

大規模災害時の対応について、北設楽郡各町村と連携を進めていくためには、現在の「消防本部災害対策要綱」の内容を各町村の災害対策要綱に適合させる必要があるとのことである。災害は予見できないものであるため、早期に方向性を出して要綱の整理を進められたい。

《措置内容》

消防本部は、令和4年度4月1日から日勤の副参事（北設災害対策担当）（以下「副参事」という。）1名を消防署へ配置しました。現在、副参事が中心となり本市が消防事務を受託する北設楽郡各町村と大規模災害時に設置する各災害対策本部との連携強化に向けた企画調整を図り、新城市消防本部災害対策要綱（地震編及び風水害編）の改正に向けた事務を進めています。

《意見2》

内部統制に基づく業務手順書の作成については、すべての業務を的確に行えるように所管するすべての事務を対象とし、業務上の様々なリスクを洗い出してその対応について網羅するものに整理されたい。また、1年に1回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯が分かるようにされたい。

《検討状況》

内部統制に基づく業務手順書は、所管するすべての事務のうち、業務手順書の作成が必要である事務を整理し、作成に務めていきたいと考えます。

現在、整備済みの業務手順書の見直しは、令和4年7月に実施しました。見直し内容は、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回の見直しに際して経緯が

分かるように整理したことです。今後は、1年に1回の見直しを実施していきたいと考えます。